

特定施設水道連結型スプリンクラー設備(直結直圧式)の設計等基準について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）について、その設置に関する設計等の基準を下記のとおりとする。

1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置について

(1) 水道直結式スプリンクラー設備の給水方法について

①給水方法は、直結直圧式とする。

※直結増圧式は認めない。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事又は整備について

指定給水装置工事事業者(給水装置主任技術者)は消防設備士(甲種第1類免状所有者)の指導の下に行うこと。

(3) 水道直結式スプリンクラー設備の水理計算について

配水管分岐からスプリンクラーヘッドまでの部分の水理計算は消防設備士が行い、指定給水装置工事事業者は当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結増圧式の不可について情報を提供すること。

(4) 設置者への説明及び承諾書の提出について

指定給水装置工事事業者は水道直結式スプリンクラー設備の設置者に対して次のことについて十分に説明すること。また、設置者から「承諾書」を提出させること。

①災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても「出雲市水道事業等(以下 水道事業という)」に責任がないこと。

②水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合には、①のような条件がついている旨を借家人等に熟知させること。

③水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知させること。

④水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は水道事業が負わないこと。

※上記のことについて「承諾書」(別紙-2)を給水装置工事申請時提出すること。

(5) 凍結防止時の留意事項

凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされていること。

2. 水道直結式スプリンクラー設備の設計について

(1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあつては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15ℓ/分(火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30ℓ/分)以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60ℓ/分(120ℓ/分)以上を確保する必要がある。

(3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあつては、利用者に周知することをもって、他の給水用具(水栓等)を閉栓した状態での使用を想定できること。

- (4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
 - (5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
 - (6) 結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。
- ※(1)の配水管の給水能力については、「3階直圧直結給水取扱基準」に準じて水圧調査をすること。
- また、水圧調査結果については、事前に「水圧調査確認書」(別紙-1)を提出し、水道事業に確認を得ること。
- ※(4)の消防法令適合品については、出雲市消防本部に確認すること。

3. その他

- (1) 指定給水装置工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、メーターBOX 内の止水栓に「水道連結型スプリンクラー設置」と表示する。

水 圧 調 査 確 認 書

年() 月 日

出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者
【住 所】
【事業者名】
【電話】

設置場所及び施設名	【住 所】出雲市 【施設名称】
主任技術者氏名	【主任技術者】
消防設備士氏名	【消防設備士業者名】 【消防設備士】
施設の概要	【施設の内容】 【施設の階数】 階建
配水管布設状況及び 給水管状況	【配水管】 (管種) Φ mm 【分岐口径】 Φ mm 【メーター口径】 Φ mm
設置場所付近の水圧	【移動平均最小動水圧】 Mpa ※別紙測定記録 【測定日時】 年 月 日【時間】 :
添付書類	位置図(測定場所の記入してあるもの) ・ 平面図(測定場所の記入してあるもの) 水圧測定記録 ・ その他必要な書類

水圧調査による移動平均最小動水圧について、確認しました。

年 () 月 日
出雲市上下水道局 (水道施設課給水係)

承 諾 書

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者

様

今回の水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、指定給水装置工事事業者及び消防設備士から十分に説明を受けました。

つきましては、下記の事柄について承諾いたします。

- ①災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、出雲市水道事業等に責任がないこと。
- ②水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合には、①のような条件がついている旨を借家人等に熟知させること。
- ③水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知させること
- ④水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は出雲市水道事業等が負わないこと。

年() 月 日

給水装置所有者

【住所】

【氏名】

㊞

消防設備士

【業者名】

【氏名】

㊞

指定給水装置工事事業者

【業者名】

【主任技術者氏名】

㊞